

市川九女八年譜稿 (二)

佐藤 かつら

はじめに

本稿は「市川九女八年譜稿(一)」(『パラゴネ』第四号、二〇一六年三月、以下「前稿」とする)に引き続き、女役者市川九女八(一八四四ごろ—一九一三)⁽¹⁾の年譜を作成するものである。前稿では九女八の生年について考察し、明治五(一八七二)年正月ごろまでの消息を追った。今回はまず前稿の不備を補い、次に明治五年正月以降から明治十年ごろまでの九女八について、江戸・東京における女芝居の動向とともに記す。

一 前稿補足

前稿では、主に九女八自身による二つの回想記事に基づいて、生い立ちから明治五年ごろまでの九女八について追った(「芸壇百話」『演芸画報』明治四十年四月)、「名家真相録(其七)市川九女八」(『演芸画報』明治四十年九月)。しかしながら、この回想記事自体

に検証が必要である点について、留意が不十分であった(以下、それぞれ「百話」、「真相録」とする)。

前稿で触れたが、九女八の生涯について最も詳しく、確実な面がある守随憲治記「市川九女八伝聞記(二)」——ある女役者の口述——『実践文学』四二、一九七一年三月)および「市川九女八伝聞記Ⅱ——ある女役者の口述——」(『実践文学』第二号、一九七二年九月)に書かれているのに、九女八の回想には出て来ない事柄がある。それは、岩井糸治(糸次とも。以下、糸治とする)との関係、ならびに守住新作との結婚についてである。いまだ不明な点が多いが、まずここではそれらについて文献を整理しておく。加えて、明治初年における九女八の旅芝居について、また、「御狂言師」の終焉について、補足する。御狂言師とは、将軍家・大名家の妻子らに歌舞伎芝居や踊りを披露した女性であり、資料上ほぼ「御」を添えるので、本稿でもその表記とする。なお、守随憲治記の右の文献を、以下、「伝聞記(一)」、「伝聞記Ⅱ」と表記する。

(二) 岩井糸治と九女八との関係

岩井糸治については倉田喜弘氏が既に指摘しており、踊りの師匠であり御狂言師であったという。⁽²⁾「伝聞記(一)」によれば、糸治は芸妓屋をしていたという。糸治の次女お蝶は、成島柳北の妻となった。⁽³⁾糸治は明治四十(一九〇七)年八月三十日に八十二歳で亡くなっている。

▲岩井糸次(女優) は踊師匠にして振付俳優太夫をも兼ね、一時は女優の守田勘弥を以て目ざし、其の為め財産を尽くして晩年を不遇に送り、先月三十日八十二歳にて本所亀沢町二丁目十九番地の寓居に於て死せり。目下の女優にして同人の薫陶を受けざるものは殆んど無きのみか、男優にても故人彦十郎を首め⁽⁴⁾数十人あり。尚ほ二女は故成島柳北氏に嫁し、現に柳北氏の二子即ち糸次の孫は同家に居れりといふ

(『読売新聞』明治四十年九月十五日付)

『演芸画報』明治四十年十月号にもこれとほぼ同文の記事があるが、『演芸画報』では、傍線部のかわりに「三崎座が今日の如く発達せしも、同女の功与⁽⁵⁾つて力ありしなりといふ。」との一文で結ばれている。当時、三崎座は女優者の興行で有名だった。文中の故人彦十郎は、初代坂東彦十郎(一八四二—一八九三)であろう。糸治が数え八十二歳で亡くなったとすると、文政九(一八二六)年生まれか。

九女八が亡くなった当時の各種文献には、九女八が御狂言師の職を失った後、糸治と同居し、その後岩井半四郎に入門して「糸八」の名前を得たとするものがある。⁽⁴⁾倉田氏の引く小倉の山人「○岩井糸八の伝」(『読売新聞』明治十八(一八八五)年五月六日付)では、九女八は貧しさゆえに七、八歳から家を出て糸治の養女となったとある。今回新たに得た文献である嘯月生「市川九女八 女俳優の内幕談」(『文芸倶楽部』五巻六号、明治三十二年四月)では、御狂言師が廃止となったあと、「糸八も芸妓に成る積⁽⁶⁾で」柳橋で踊りの師匠をしていた岩井糸治の家で暫時厄介になっていたとする。⁽⁵⁾また、福原雨六「女役者から女優へ」(『演芸画報』昭和九(一九三四)年八月)では、糸八は岩井糸治の養女の一人であり、「姉株⁽⁷⁾」は柳橋で芸者をしていて成島柳北の妻となった、と言う。⁽⁶⁾

前稿で、万延元(一八六〇)年の山王祭附祭の出演者に「岩井糸治」と共に「糸八」が見られることに触れ、この糸八は市川九女八とは別人であると考えたが、糸治との関係が取りざたされることを考えると、やはり、さらに考究すべきである。この時点で、市川九女八がすでに岩井糸八を名乗り、踊り子として山王祭附祭に出ていた可能性もある。⁽⁷⁾

「伝聞記(一)」ではどうか。前稿でも触れたが、母が吉田八十八という人物と再婚した後、義父八十八が年頃になった九女八に手を出そうとしたため、家を飛び出して、「維新後に」柳橋の糸治の家に住み込んだとある。そして芸妓屋をしていた糸治から芸妓になることを勧められたが、どうしても嫌だと断り、女優者になったとい

う。

糸治との同居が本当のことだとして、いつから糸治との関係が生じたのか、九女八は糸治の養女となったのか。そのことを確かめる術を今もたない。ここでは、右のように諸文献に糸治との関係が触れられていること、そして九女八自身がそのことを語った文献等は見いだせていないということを確認しておきたい。

ただ、倉田氏が指摘するように、明治二十七（一八九四）年七月一日、二日に両国の井生村楼で開かれた「古袖会」という踊りの会は、糸治のためのものだったが、これは「門弟糸八其他の女優」が催したものであったという。⁽⁸⁾ 九女八と糸治のかかわりについては、二章においても再び触れたい。

なお、九女八が最初に出た芝居についても、諸文献により異なるがある。九女八自身は初舞台を「寄席芝居」としている。それは、魚河岸の魚屋「西茂」が発起人となった、八代目市川団十郎の弟子の団三郎の一座であったという。しかし「伝聞記（一）」は、九女八の初舞台は両国の小屋掛けの「おでこ芝居」であるとし、その芝居は大夫人（興行者）は別にいたが、実際の金主は成島柳北であり、糸治が一通りの采配をふるっていたものであったとする。また、嘯月生「市川九女八」は、九女八が孤張りの女芝居に出る筈だったが、糸治の夫国五郎という者が元役者だったところから、芝居町の子供役者を集め、糸八を座頭として一座を拵え、九女八は所々の寄席へ岩井糸八として出演したとする。⁽⁹⁾

「寄席芝居」と「おでこ芝居」とは、はっきり異なる。おでこ

芝居とは、両国橋詰の広小路で行われていた小屋掛けの芝居を指すものであった。⁽¹⁰⁾ 九女八は自身の回想（「真相録」）においておでこ芝居の説明をしつつも、自分がおでこ芝居に出た、とは言っていない。さらには、後に薩摩座に自分が出演したことに関連して、次のように述べている。

私共の方の話が纏りまして薩摩座へ出勤となりました時分にも、矢張おでこ芝居は興行致して居りましたけれ共、それとは全然違つて居りましたので、私共の出ます方は本当の芝居小屋で御座いますから、申までもなくずつと位は違ひましたので御座います

九女八が、本当はおでこ芝居に出ていたのにそのことは語りたくなかったものか、それとも本当におでこ芝居には出演せず、寄席芝居のみであったのか。この点も九女八の回想と「伝聞記（一）」とは食い違っている。今は両者が異なっているという指摘をするに止める。

嘯月生「市川九女八」によれば、九女八は、浅草山の宿（現・台東区花川戸一・二丁目）に住んでいた時、病気の老母を抱えながら寄席芝居を廻って稼いだという談話を残したという。⁽¹¹⁾ それがいっかははっきりしないが、九女八の母なかは、明治六（一八七三）年に亡くなったというので（「伝聞記（一）」）、それ以前のことである。嘯月生によれば、九女八は夜中の二時に起きて一日分のご飯を炊き、

三時頃に草鞋穿きで家を出て、夜明け頃に四ッ谷左内坂（現・新宿区市谷左内町）の寄席に着き一日芝居をして、終わるとすぐ深川の寄席まで歩き、夜の十時まで芝居をして山の宿まで帰ったという。全部で五里（約二十km）ほども歩き、それで一日十二銭ぐらいにしかならなかったという。このころは義父の吉田八十八はどうしたのか、語られていない。同じ囃月生「市川九女八」によれば、茅場町薬師の有名な寄席「宮松」で「四谷怪談」を出す事になり、明日が初日というとき、自今劇場のほかで歌舞伎芝居に紛らわしいことは厳禁と席亭がお触れを受け、中止になり、寄席での芝居ができないことになったという。¹²これも時期は不明である。

なお、「糸八」という名前を歌舞伎役者岩井紫若（八代目半四郎）からもらった時期について、前稿では慶応四年（明治元年、一八六八）六月頃であると推測し、さらに、それ以前より名乗った可能性についても述べた。それは、神田雉子町の名主斎藤月岑が、慶応四年五月十日の条に薩摩座での「糸八」の興行について記しているからである。¹³それに加えて、今回、薩摩座での興行の錦絵が存在していることを取り上げたい。前稿ではうかつにも気付かないままであった。

図1は、早稲田大学演劇博物館所蔵の薩摩座の錦絵である。表題として「〈浮世の／流行を／そのまゝに〉伽羅先代萩（加賀ッ原／薩摩座）」とある。改印は「辰四改」で、この錦絵は慶応四（辰）年四月に板行されたものであることがわかる。加賀ッ原とは、当時、薩摩座があった講武所附町屋敷のことである（現・千代田区外神田

一丁目）。

役者の顔ぶれは、右から、「八汐 岩井福吉」「荒獅子男之助 松賀亀カ吉」「栄御前 西川政吉」「仙松 岩井米花」「つる千代 岩井増吉」「政岡一日替り 岩井糸八／松賀雄藤」「仁記彈正 岩井糸八」「沖の井 西川巳之吉」である。

これらは、石井国之『近世日本舞踊史』（帝都演芸通信社、昭和十二（一九三七）年）が記す薩摩座での踊りの師匠たちによる歌舞伎興行の一座の名前と完全に一致する。同書によれば、この興行は慶応四年三月に行われたという。同書が典拠とする資料は、あるいはこの錦絵かもしれない。

この錦絵は、九女八が言う薩摩座での最初の興行を描いたものと思われる。九女八は、薩摩座の開場時に、「先代萩」の政岡を松賀雄藤と一日交替でつとめ、ほかに仁木弾正も演じたとするからである（「百話」「真相録」）。

この錦絵の存在により、九女八の薩摩座での「先代萩」の興行があったことが裏付けられる。ではこの興行の時期は、いつなのか。この錦絵が慶応四年四月に板行されたとして、興行も同時期であったとすぐに結論づけることはできない。錦絵はその対象となる興行の前に予告的に板行されることも、興行の後に板行されることもありうるからである。

ただ、前稿にて、倉田喜弘『東京の人形浄瑠璃』に掲載される資料からまとめておいた通り、薩摩座が操人形に「子供狂言」を取り混ぜて興行をしたいと町奉行所に願い出たのが慶応三年六月二十八

図1 早稲田大学演劇博物館所蔵「伽羅先代萩」(資料番号 100-7001・7002) 絵師・二代目広重

日で、それが許可されたのが慶応四年四月六日である。

許可に忠実に従ったと考えれば、薩摩座で九女八らの歌舞伎狂言が興行されたのは慶応四年四月六日以降であり、石井氏の前掲書にあるような「三月」ということは考えにくい。また、月岑は、明治元年の日記「翟巢日記」の五月十日の項に、「外神田さつま座女芝居糸八はやり、見物節句頃より多し」と記している。⁽¹⁴⁾四月から五月にかけて、九女八らによる「先代萩」が上演されたのではないだろうか。⁽¹⁵⁾

ところで、このときはまさに戊辰戦争のさなかで、五月十五日には上野で彰義隊と官軍が衝突する上野戦争が起きている。この戦乱で、芝居興行どころではなかったはずである。月岑は、別の日記の六月十八日に「外神田さつま座女芝居又始る」と記している。⁽¹⁶⁾五月半ばから六月半ばまで、薩摩座の興行は中断されていたのだらう。そして、この中断の間に、九女八は、紫若から正式に門弟となることを許されたと思われる。中断期間に、九女八が旅に出ていた可能性について、次節の中に記したい。

(二) 守住新作との結婚

九女八の夫は守住新作という人物であった。「伝聞記Ⅱ」では守住新作の生家や生い立ちなどについて詳しく触れられているが、九女八との結婚の時期については書かれていない。また、九女八の回想にも、結婚や夫のことについては書かれていない。

「伝聞記Ⅱ」によれば、守住新作の生家は上総屋千助という馬喰

町の鼈甲屋であったという。『江戸買物独案内』（文政七（一八二四）年）に、鼈甲櫛笄問屋として、通塩町（現・中央区日本橋横山町）の上総屋千助の名前がある。通塩町は馬喰町に隣接している。

以下、すべて「伝聞記Ⅱ」による。守住新作は上総屋千助の四代目であった。父親の三代目千助は五代目尾上菊五郎の鼻肩で、新作を連れて始終楽屋に出入りしていた。万延元（一八六〇）年に新作は二十歳で家督を継いだ⁽¹⁷⁾が、「やがて」破産した。その後、新作は五代目の勧めで芝居の世界に入り、「新富座」で「下狂言方」に入られ、「藤基輔」という作者名を得た。新富座とあるが、藤基輔が加入した当時は「守田座」という座名であったろう。守田座が新富座に改められたのは明治八（一八七五）年である。

管見の限りでは、明治四年九月中村座の役割番付の作者連名に、用字は異なるが「藤基助」という名前がみえる。守住新作がいつ作者になったのか定かではないが、万延元年以後そう遅くない時期であろう。

大体五代目の芝居に居ましたから、五代目の旅の時も一緒でした。九女八さんの女芝居が評判の時代で、五代目も九女八さんを見て賞めて居たさうです。そんなことから、藤基輔も九女八さんに近づいたのだらうと思ひます。（「伝聞記Ⅱ」）

「伝聞記Ⅱ」は続けて、守住新作が九女八と一緒に⁽¹⁸⁾なつてから、作品を書いたり、柝を打ったりしたこと、九女八に作の意味や人物

の性根を教え込んだに違いないことを記す。また、それにより九女八の芸も「中味が出てきた」と思う、ともある。

九女八が亡くなった時の新聞記事などでは、薩摩座が焼けたあと、田舎廻りをするうちに藤基輔と夫婦になり、浅草山の宿に世帯を持った、とするものがある。⁽¹⁸⁾はつきりと結婚の年代がわかる文献は無いが、一つ、九女八自身の談話として女優の葛城文子（一八七八—一九四五）が残している記事が注目される。⁽¹⁹⁾

私がまだ二十時代⁽¹⁹⁾の事です、上州から先へ旅興行に参りましたが、此時は上野の戦争後で、世間がやかましい時で、官軍の方々が諸町方々を固めておゐてでしたが、私は宿⁽²⁰⁾（守住氏）と二人で島田まげの後鉢巻⁽²¹⁾といふ風体で、峠を越して参りますと、お武家方に怪まれて、何処へ行く者だと尋ねられ、女役者といふ事が知れて、大変な女役者だと笑はれた事がございましたよ

文中の「私」は九女八自身のことである。また、文中の「（守住氏）」は原文にあるものである。上野の戦争とは、慶応四年五月十五日の上野戦争のことであろう。この回想が正しいならば、これは、前節で述べた慶応四年四月から五月にかけての薩摩座の興行の直後で、この時九女八は上州へ旅興行に出たこと、また、その際守住新作と一緒に⁽²²⁾であったことがわかる。この時すでに結婚していたものかどうかはわからないが、このころから、守住新作との関係は生じていた

ことになる。⁽²⁰⁾

「伝聞記Ⅱ」は、守住新作について記す中で、九女八と守住新作との経済的に苦しい暮らしぶりや、住んだ場所、新作と女中との間に出来た二人の娘のこと、その二人の行く末、守住家のこと、新作の墓のことなど、様々な情報を記す。たとえば、九女八と新作とが家を持った最初の頃は浅草の阿部川町（現・台東区元浅草三・四丁目）に住んでいて、九女八の義父吉田八十八が亡くなってから、「二丁町」へ移転したという。⁽²¹⁾ 九女八と新作とが住んだ場所のことは、重要な事柄ではあるが、いつ頃どこに住んでいたのか、現段階では明確な判断をすることができない。これらのことについては、後々さらに調査を加えることが出来た段階にて述べることにしたい。

(三) 旅芝居について

前節で述べた、上野戦争直後の上州行きと同様に、時期ははっきりしないが明治の初期に九女八が旅芝居に出ていたと思われることが、諸文献から明らかになる。⁽²²⁾ ここでは特に、九女八自身の回想「真相録」から、明治の初め頃と推測される旅興行について記す。九女八はこれら旅芝居の思い出を、滑稽な失敗談として披露している。

① 上州・横堀（現・群馬県渋川市横堀）

九女八が役者になりたての時分の話としている。二十三歳で役者になったという回想を信じるならば、慶応二（一八六六）年から四年頃のことであろう。この時九女八の一座は、日頃から演じ慣れた「先代萩」と「熊谷陣屋」を上演した。ところが先方から、ぜひ「義

経千本桜」の「渡海屋」を出してくれという要望があった。これは、平知盛が源平合戦後も生きていて、源義経の命を狙う物語である。土地の人達が、猿若町の中村座で四代目市川小団次が主人公の知盛を演じた時の衣裳を買い受けて持っていたという。九女八一座は、誰も「渡海屋」を知らなかった。仕方なくいい加減に演技したと、かえって土地の人達が、演じ方を教えてくれ、その通りに演技したところ大変な人気役者になったという。「千本桜」の「渡海屋」は有名な作品であるが、意外にも、九女八はこの時まで演じたことがなかったということがわかる。⁽²³⁾

② 上州の在（場所は不明）

夏のこと。「熊谷陣屋」を出したが、九女八の役がこの時多すぎたので、熊谷役を別の女役者に譲って自らは義経役に回った。ところが出遅れてしまいさらに台詞を忘れて、舞台はめちゃくちゃになる。

③ 甲州の猿橋（現・山梨県大月市猿橋町）

「奥州安達原」の二段目の「鶴殺し」を頼まれた。知らないので断ると、百姓が教えてくれた。

④ 玉川の芝居（現・埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川か）

九女八が二十四、五歳の時。したがって、慶応三年から明治二年のころか。一座は若い女ばかりで、男は九女八の父が付き添いで来たほか、一人か二人のみ。寺の本堂を宿にしたところ、毎晩サツマイモを持って来てくれた百姓衆が夜這いに来たので、九女八が本堂の鐘を打ち鳴らして追い払う。父と一緒に来たところがあるが、これは九

女八の母と再婚した吉田八十八であろうか。九女八が吉田八十八の手から逃れて家を出たという「伝聞記（二）」の記述を考えると少し不思議である。これは九女八が家を出る前の出来事か。

それぞれの興行の年代は不明だが、すでにみたように、寄席芝居（あるいはおでこ芝居）に出演しながら、九女八は頻繁に関東近在へと旅芝居に出ていたことが推測されるのである。

（四）御狂言師の終焉について

最近になって、アメリカ人の演劇研究者ローレン・エデルソン（Loren Edelson）氏に九女八についての論文、およびそれを含む著書があることを知った。²⁴平成二十九年歌舞伎学会秋季大会（二〇一八年十二月九・十日、於早稲田大学）において、館野太郎氏の発表「市川少女歌舞伎のレパートリーについて」の中で触れられていたことにより知り得た。ローレン・エデルソン氏の九女八に関する研究は、九女八の生涯を「百話」「真相録」や「伝聞記（一）」「伝聞記Ⅱ」などによりまとめたものである。著書の内容は、主に一九四八年に結成された市川少女歌舞伎についての研究であるが、女性による歌舞伎上演の前史として、市川九女八についても述べられている。²⁵今回の「年譜稿」の範囲で言えば、エデルソン氏の研究により補足しておきたい点が一つある。それは、御狂言師終焉の年代である。

エデルソン氏は、御狂言師が終焉した年をおそらく一八六二年（文久二年）であるとしている。その根拠は、参勤交代制度が終了

し、大名の家族は江戸に止まる必要がなくなったからというものである。

確かに文久二年、参勤交代制度は改革された。大名は三年に一年、または百日、江戸にいればよく、その妻子は在府・在国自由とされた。慶応元年（一八六五）年に幕府は旧制度に戻そうとしたが成せず、事実上廃絶した。

ただ、参勤交代制度の改革は大名の家族にとって大きな節目となったであろうが、これをもつてただちに大名家で歌舞伎を上演することも無くなったとは言えないであろう。しかし御狂言師のあり方を考える上では参考となる考えであり、今後とも念頭におきたい。

二 幕末・明治初期の女芝居と九女八の動向

（一）幕末の女芝居

幕政下の江戸における女役者は、実は御狂言師だけではなかった。宮地や広場において人氣のあった女役者の名前が各種資料にみえる。代表的な人物は「鈴之助」であった。倉田喜弘氏は、依田学海が「中村鈴之助」とし、太田宙花が「沢村鈴之助」としていることを指摘している。²⁶斎藤月岑は、「天保の頃、女にて鈴之助とか申候ものは、宮地其外にて狂言踊等相催し候、上手の分の由御座候」と述べている。²⁷また、嘉永六（一八五三）年刊行の『細撰記』（流行の事物を吉原遊廓の案内記である「吉原細見」の形式に見立てた書物）（図2）では、紋に見立てた場所に「女」という文字を書き、その下に「仕形屋おはな」と記した項目に、「鈴の介・とく治・鶴

吉・小国・民吉・兼吉・林の介・とら吉・みや吉・金梅・やす次・小吉・梅の介」という名前を列記する。そして、「かふろ 沢むら・中やま連中 女しばゐ大当り／やりて とは」と記す(『細撰記』の異板では最後が「とば」)。

この項目は、図2のように「たち茶番や芸次」の隣に立項されている。「たち茶番や芸次」にある名前は、幕末の宮地芝居や広場の芝居に出演していた役者たちで、筆頭は中島勘九郎である。これらは官許の江戸三座の役者とは別の役者集団であり、本来歌舞伎の興行を許されていない場所での芝居を行っていた役者たちである。こうした芝居をここでは「小芝居」と呼ぶ。紋に見立てた「香具」と

図2 嘉永六年板『細撰記』十八丁表の一部(花咲一男解説・太平主人編『江戸明治流行細見記』太平書屋、1994年より)

いう文字や、「たち茶番」という名称は、小芝居の興行を「御香具愛敬手踊り」や「御香具手踊茶番」、「昔噺し立茶番」といった名目で行っていたことから来ているものである。⁽²⁸⁾「立茶番」とは本来、髪や衣裳を付け、歌舞伎芝居をもじった滑稽な寸劇を指す。

「仕形屋おはな」というのは、「仕形噺」(身振りを交えた落語)を女性の名前のようにもじったものである。⁽²⁹⁾「仕形噺」も小芝居の名目の一つであった。「女」という紋の見立と「仕形屋おはな」で、宮地や広場に出ていた女役者のことを示唆しているのである。

これは吉原遊廓の案内記に見立てているので、禿(遊女に仕える少女)、遣り手(遊女を監督する老女)の項目もあるわけだが、ここでは「女しばゐ」に関連することが書かれているわけである。そこに沢村、中山という姓が記してあるので、鈴之助(鈴の介)ら主立った役者のものである。鈴之助は、沢村鈴之助であった可能性が高い(「とは(ば)」については不明)。⁽³⁰⁾

俳人の内藤鳴雪(一八四七—一九二六)は十一歳(安政四「一八五七」年か)までを芝の松山藩中屋敷で過ごしたというが、その頃、鈴之助が有名で、土橋で芝居をしていたという。⁽³¹⁾土橋は丸屋町(現・銀座八丁目)から芝の久保丁原へかかる橋で、現在は新橋一丁目、ちょうど新橋駅あたりである。広場であった久保丁原で鈴之助が芝居をしていたものだろう。

他にも、青山の鳳閣寺境内などに「小三」や、赤城明神の芝居に「いろは」という女役者がいたという。⁽³²⁾九女八自身は、おでこ芝居について、「女役者の始まりのやうなもの」と述べ、まだ八つ九つくらいの時、両国にいた親類と一緒に見物に行ったことがあるとしている(『真相録』)。そのころは「鶴吉」という女性が評判で、ほかに采女が原(現・中央区銀座二丁目)に小三の三人姉妹の芝居があり、鈴之助という女芝居もあったと述べている。九女八は、お

ででこ芝居は葎簀張りの小屋で、將軍御成のときには取り払いになったものだと言ひ、しかし鳴物師などは歌舞伎芝居からの脱走者が入ることもあり、一切「本式」にやっていたという。ただ、前述のように、九女八の出た薩摩座のような本当の芝居小屋とは違つて差別化している。

では、鈴之助らの女役者は、どのような出自だったのだろうか。渥美清太郎氏は、女役者は寛政（一七八九—一八〇〇）頃から存在しており、「笠屋三勝系統の台頭の舞などが、だんだん大衆化して歌舞伎をやるようになり、田舎をまわっていたのが、この頃になつて都会へ出てきたものと思う」としている。⁽³⁴⁾ 台頭の舞とは、大頭の舞ともいい、幸若舞という中世の芸能の一派である。笠屋三勝とは、女性かきやさんのその舞手の名前である。⁽³⁵⁾ 渥美氏の推測は興味深いものだが、典拠は示されておらず、さらに調査・考究する必要があるだろう。このように幕末の江戸では御狂言師のみならず女役者による芝居が盛んであつた様子が断片的ながらうかがい知れる。では、維新後、女役者による興行はどうかになっていくのだろうか。

（二）明治初期東京の女芝居と九女八

明治初期の女芝居の動向については、本稿でもたびたび引くが、倉田喜弘氏が詳細に明らかにしている。⁽³⁶⁾ まず、倉田氏の研究に依り、そのおおまかな動向を述べておく。

倉田氏によれば、維新後の東京での女芝居の嚆矢は、慶応四年三月、外神田の結城座における興行である。その後、薩摩座でも興行

が行われた。結城座と異なり、薩摩座は操り芝居と共に「子供狂言」を上演することを願ひ出て、許可されていた（慶応四年四月六日）。薩摩座は明治五（一八七二）年正月に類焼後、二月に南鞘町への移転を願ひ出て許可され、再び、操り芝居と子供狂言の併演を許可された（同年五月三十日）。⁽³⁷⁾ しかしこの後、教部省より、東京府に對して、薩摩座・結城座で「子供手踊」興行を許可したのかを問う掛合があつた（六月三日）。子供手踊と、薩摩座の言う「子供狂言」は同様の名目であり、どちらも内実は猿若町三座以外には許されなはずの歌舞伎芝居である。そしてさらに子供手踊などの興行を許可した場合に報告を要請する通達が教部省から東京府にあつた（十月二日）。⁽³⁸⁾ これらのことにより、倉田氏は、東京での女芝居は明治五年前半まで行われた可能性があると推測している。

女芝居は寄席でも行われていた。明治二年十月五日には、寄席での芝居興行を禁止する町触があつた。⁽³⁹⁾ その後も、明治三年十一月、五年十月、六年九月と、寄席での芝居興行差し止めの布達が繰り返して通達される。⁽⁴⁰⁾ 寄席では、男女を問わず芝居興行を行う動きが止まなかつた。明治七年三月二十八日には、対象を女性のみに限って、寄席での手踊狂言を禁じる法令も出ている。⁽⁴¹⁾

他県では、金沢や横浜など、女芝居の興行が行われていた地域も多かつた。このような状況の中、東京では女芝居の許可を願う歎願が再三出された。明治六年一月の、踊りの師匠で御狂言師だった松賀雄藤おかしによる東京府への嘆願書、七年四月の東京府士族加藤清次による左院への建白書、八年十月の同じ加藤清次による元老院への嘆

願書を、倉田氏が紹介している。それぞれ、踊りの弟子や、女芝居の演者とその付属渡世の者、その家族たちの困窮を訴えるなど、切実な内容である。⁽⁴³⁾ 倉田氏によれば、中央官庁の考え方としては、男性に演劇興行を許可し、女性には許さないのは不均衡ではあるが、女性の演劇の許可は急務の事柄ではないという考えのもと、採用されなかった。

やがて明治十(一八七七)年八月になり、民谷弥平太という人物が女芝居の設立を内務省警視局へ願出た。女歌舞伎に従事するのは無学で因襲にとらわれているが、西洋諸国では女性が演劇に従事していることもあり、日本においても男性が演じることはやめさせたい。この際、女歌舞伎の劇場を興し、女性たちを開化に向かわせたい。規則書により、官令には厳しく従わせ、みだらなことのないようにし、楽屋を男女別にし、客からの宴席への誘いは断る、などと女性演者の取締をすることを民谷は言い添えた。倉田氏は、「こうまでいわれると、警視局としても無下に却下できないであろう」と述べている。⁽⁴⁴⁾ さらに別の人物も女芝居を願出、ついに警視局から、新規に劇場を建てることは許可できないが、興行をすることは差し支えないとの回答があった。⁽⁴⁵⁾ 警視局は、十年十一月には女子演劇収税の件で東京府に通知している。⁽⁴⁶⁾ この時点ですくなく、東京の劇場で女性の役者による興行が公に許可されたのである。

以上まとめるならば、東京では明治五年前半までは薩摩座や結城座のような、人形浄瑠璃のものといえ官許の劇場において女役者が出演していた可能性はあるが、それが一旦中断された。その後は

女役者が出られる官許の劇場が無くなり、女役者らは寄席芝居や旅芝居で糊口をしのいだ。女役者の出られる劇場の設立を許可してほしいとの歎願も明治六年から十年にかけて相次いだ。ついに明治十年になって、劇場の新規設立は許されないながらも、既存の劇場における女役者の興行は許可された。

そもそも新政府のもとで、東京における歌舞伎の劇場は、明治五年九月以降、江戸三座以外にも十座まで設立を許可された。しかし、いづれも男性の歌舞伎役者のみが出演していた。明治十年頃になると、新規設立の劇場には経営不振で立ちゆかなくなるものもでてくる。⁽⁴⁷⁾ こうした劇場に女役者が出られる可能性がでてきた。

九女八は薩摩座類焼後、寄席芝居や旅芝居に出ていたのであるが、現在、調査が不十分で、九女八の明治五年から十年までの動向はほとんどつかめていない。明治八年六月と七月に、横浜の港座⁽⁴⁸⁾に出演していたことは倉田喜弘編「横浜の芸能―明治期新聞記事集成―」第一集(明治元々九年)(斎藤多喜夫・佐々木葉子協力、『横浜開港資料館紀要』第一号、一九九三年三月)により判明している。⁽⁴⁹⁾ 九女八はこのような関東近傍に芝居に出ていたものだろうか。

唯一、今回わかったのは、九女八が明治九年四月に、岩井糸治と一緒に女芝居の設立を願出していたことである。東京都公文書館所蔵「管内諸願伺留・二一(庶務課)」(明治九年、607.C302)に願書が綴じられている。長くなるが、以下に全文を引用する。糸治と九女八は、番地は異なるがともに向島須崎村に住んでおり、関係が続いていることが推し量れる。

【表紙】

〈女産教授所／女譚舞妓所〉建設歎願書

第十一大区一小区

向島須崎村八十一番地

岩井彖治

【願書】

乍恐以書付奉歎願候

第十一大区一小区

向島須崎村二十七番地

けい事

岩井彖八

同 区

向島同村八十一番地

くめ事

岩井彖次

右彖次奉申上候。私共

営業之儀ニ付、既ニ昨八年十一月十七日、十二月四日両度懇願奉り候得共、新規劇場取設ケ、亦ハ譚舞妓ニ紛敷儀ハ相成難キ旨御指令相蒙リ候ニ付、愚昧之^{私共} 相考候ニハ、歌舞妓之名目ニ而男子ヘハ数ヶ所之劇場官許下シ置レ、却而^{私共ヨリ} 願上候筋ハ御採容相成兼候儀ハ何共御趣意之程相弁兼、只顧熟慮仕候ニ、①畢竟^{私共} 業体之

儀ハ当今之御時節柄御国益ニモ相成ザル贅業故、殊更之御沙汰ニモ成セラレザル事与恐察奉^とり候得共、多年来習ヒ得候産業ヲ相止候而ハ父母子妹ニ至迄俄ニ糊口之活計相立兼候ニ付、止事ヲ得ズ市中貸座敷ニテ生人形頸振り杯与申曖昧之名目ニ而紛敷演業仕候ハ、自然御取締ニモ相関リ深ク恐入候儀与相心得候ヘバ、実ニ進退相谷^{きりま}リ苦心仕候。依而今般^{私共} 初一同之者熟議之上、②御国益筋ニ目途相定、宮備講結社中有志之者ニ協力依頼致シ、別紙仕法書之通り歌舞專業之者一同ヨリ雇金給取之内、各式拾分之一ヲ日々積金ニ仕リ、右ヲ資本目的ニ致シ、社中有志之者夫々出金ヲ以女産教授所建設仕、女教師雇入、遊手之婦女ニ無謝ニテ教授致サセ、③私共儀是迄贅業ニ生活致シ候非ヲモ相償度決心之情実御垂察下シ置レ、特別之御憐恤ヲ以テ女産業教授所壹ヶ所、並ニ從來歌舞ヲ專業与仕候^{私共ヘ} 歌舞妓場壹ヶ所設立之儀御許可成下シ置レ度、最モ上税之儀ハ女優相当課セ付ラレ通^へリ上納仕ルベク候。此段幾重ニモ歎願奉申上候以上。

明治九年四月一日

第十一大区十二小区

神田大和町十四番地

宮備講社長総代

有澤甚九郎（印）

同区同小区

同町同番地

同 総代

野澤新次郎（印）

第四大区五小区

湯島天神町三丁目三番地

女産業所方法取調人

田村喜三郎（印）

第一大区十二小区

神田松枝町二十二番地

同 世話人

長田源次郎（印）

女産業所／歌舞妓所

願人 岩井糸八（印）

同

願人 岩井糸次（印）

東京府権知事

楠本正隆殿

【別紙】

女産教授所建設^並

永続方法仮規則

女産教授所建設^並 永続方法仮規則

一 教授所 壹棟

当分仮建ニテ試業シ、月ヲ累ネ資金教場ノ盛ニ随テ大ニスベキ事。

一 教授所 用器

教場ノ需用ニ随テ調度スベキ事。

一 女教師 四名

親切ニ教授シテ倦事ナク貞実温順ノ婦ヲ撰テ雇入ス。但シ当分月給一名ニ付金五円ヲ上等トス可キ事。

一 教課

裁縫 紡績 機織 洗濯

右四課ヲ專要ノ事トス。習字読手算、身ヲ修メ家ヲ齊フル教ノ如キハ学バザル可ラザル事ナリト雖ドモ、此教場ハ生活ノ業ヲ教ルニ急ナレバ、休暇或ハ夜学ニ勉強セシムベキ事。

一 建設^並 永続資本

調舞場ヘ依頼シテ雇給ノ金ヲ受ケ、又ハ營業スル工商ニ至ル迄其給分高二十分ノ一ヲ教授所ヘ納メシム可キ事。
右二条積金高一ヶ月ニ付金三十円余ト儘ニ見詰メ、之ヲ以テ教場ノ入費ニ充分スベキ事。

内訳

資金三十拾円余

内金貳拾円教師四名月給、教場雜費ニ充ツベシ。内金七円教場建築、用器買入ノ出金ヲ消却ニ充ツベシ。残余ノ金ハ教場ノ積金トシテ非常ノ需用ニ備フベキ事。
右件之通り、講社長有志ノ者熟議ノ上決定約則取究候条一

同固ク相守リ、深ク注意致シ、教場ノ盛大ヲ企望スル初念ヲ失フ可ラズ。且教場ニ臨時非常ノ事アラバ、更ニ会議シテ宜ク取扱ヒ、永久保全ノ望ヲ全フス可キ為メ、各々捺印スル者也。

前書之通り今般仮議定書ニ連印仕候条、苟相違無之候。猶教師ト生徒トノ情実弁理ヲ斟酌シ、風儀品行ヲ正クシ、産業ニ生活ヲ得セシムルヲ詮要ノ目的ト仕ラセ、教諭致サセ申ス可ク候也。

明治九年四月一日

向島須崎村二十七番地

起立願人 岩井糸八 (印)

向島同 村八十一番地

同 岩井糸次 (印)

湯島天神町三丁目三番地

女産業方法取調 田村喜三郎 (印)

神田大和町十四番地

宮備講社長 野澤新次郎 (印)

同 町同番地

同 有澤甚九郎 (印)

神田松枝町二十二番地

同 長田源次郎 (印)

神田佐久間町二丁目廿三番地

同 小泉鉄五郎 (印)

下谷西町二番地

同 布施とき (印)

願書の冒頭にあるように、糸治は明治八年十一月十七日、同年十二月四日にも、女芝居の劇場設立を願ひ出ていたことがわかる(この件については未詳)。右の願書では、どこに女産教授所・女歌(譚)舞妓所を建設するのか、場所などは書かれていない。明治九年四月二十日付『花の都女新聞』には、次のような記事がある。

下谷西町の(旧立花邸内)女教院^{ぢやうけうあん}内^{じしやうでう}女紅場建築と成に付、右助費の爲女芝居岩井糸八座が官許に成たと申す

(一)内は原文にあるとおりである。「旧立花邸内」は、筑後(福岡県)三池藩の藩主立花氏の下屋敷を指し、下谷西町(現・台東区東上野一丁目)にあった。「女教院」については詳細は不明だが、三池藩最後の藩主立花種恭^{たねゆき}が女子教育を主眼として設置したもので、教派神道の一つである「禊教」の教祖井上正鐵^{まさかね}の直門坂田鐵安^{かねやす}に運営が委託されたという「神道女教院」を指すものだろう。⁽⁵⁰⁾記事中の「女紅場」とは、明治初期に、裁縫や手芸、簡単な読み書き、算術などを女性に教えた教育機関である。

九女八と糸治の願書にある「宮備講」についても詳細は不明ながら、明治二十(一八八八)年の東京府の調査「神仏教院名簿」では禊教の教院と同じ下谷西町二番地に存在しており、禊教と関係する神道の一派であろう。⁽⁵¹⁾同調査では、宮備講の設立は明治六年八月八

日である。したがって、宮備講に協力を依頼し、おそらくその所在地下谷西町二番地において、女性に裁縫などの技術を教え、女歌舞伎の劇場の収益を以てその運営に充てる、という願書の内容と、右に挙げた新聞記事の内容は、ほぼ一致する。

新聞記事では女芝居が官許になったとあるが、願書と共に綴じられる九年四月十二日付の「指令案」では、「女産教授所」を同志の者たちの出金で設置することは問題ないが、「歌舞妓場」設立は聞き届け難い、と記されている。設立は許可されなかっただろう。

願書の内容について付言しておきたい。傍線部①の如く、九女八、糸治は、自分たちの所業は時節柄「国益」にかなわない「贅業」（不要な職業の意か）としている。しかしこの職業を止めてしまえば、生計を立てることができないため、進退が窮まる。ゆえに、傍線部②のように、宮備講に協力を仰ぎ、このたびは国益にかなうように計画した、というのである。その計画が、女芝居の収益を資本とした女子教育の場の提供であった。傍線部③のように、これまで無用の業にて生活してきた非をも償いたいという決心をどうかわかっていただきたい、と述べる。

倉田喜弘氏は、明治初期の外国人による芸能興行に対する外務省の対応から、芸能に対しては「国家に益なき遊芸」という言葉が慣用句として使用され、その考えが明治政府内に浸透していたことを明らかにしている。⁽²²⁾ そうした政府の芸能観を受け止め、いわば逆手にとつて、国益にかなう芸能興行のあり方を編み出し、どうにかして芝居興行の許可へもつていきたいという九女八らの切実な願いが

願書から読み取れる。男性の歌舞伎役者よりもさらに厳しい立場におかれた女役者のあり方を、この願書は如実に現している。

おわりに

本稿では、明治十年までの九女八を追ったが、未だ不明なことが多い。今後はさらに新聞資料などを調査し、新たに見いだせることがあれば、その都度補足していきたい。加えて、明治十年代からの九女八の活動を明らかにしていきたい。

〔市川九女八年譜稿（二）〕

〔凡例〕 九女八に関わる事柄は「●」、一般的な事柄は「▽」を付けて示した。なお、明治六（一八七三）年以降は、太陽暦である。明治五年までの部分は、前稿の補足である。「百話」「真相録」「伝聞記（一）」「伝聞記Ⅱ」以外の引用文献は次の通り（著者又は所蔵者五十音順）。本文と重複するが詳細を記した。新聞資料はここに示さず年譜稿にそのまま記した。

葛城文子「えらい九女八さん」（『演芸倶楽部』二巻九号、大正二（一九一三）年九月）。

倉田喜弘『東京の人形浄瑠璃』（日本芸術文化振興会、一九九一年）。

倉田喜弘編『横浜の芸能―明治期新聞記事集成―』第一集（明治元～九年）（斎藤多喜夫・佐々木葉子協力、『横浜開港資料館紀要』第一一号、一九九三年三月）。

倉田喜弘「女性の劇界進出」（『芸能史研究』一三八、一九九七年七月）。

倉田喜弘「芸能の文明開化―明治国家と芸能近代化―」（平凡社、一九九九年）。

斎藤月岑「翟巢日記」(柴田光彦「翻刻 明治元年翟巢日記」『早稲田大学図書館紀要』一七、一九七六年三月、および早稲田大学図書館「古典籍総合データベース」www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/html/ri05/ri05_03043/index.html)。

斎藤月岑「斎藤月岑日記」(西山松之助「斎藤月岑日記の明治」『史潮』一〇六、一九六九年三月)。

嘯月生「市川九女八 女俳優の内幕談」(『文芸倶楽部』五卷六号、明治三十二(一八九九)年四月)。

東京都公文書館所蔵『市政日誌』第二号、慶応四(一八六八)年刊。

東京都公文書館所蔵「管内諸願伺留・二(庶務課)」(明治九年、607.C3.02)。

東京都公文書館所蔵「回議録・諸願伺四(庶務課)」(明治十年、608.C5.10)。

東京都公文書館所蔵「明治十年往復録・第二類・警視(庶務課)」(明治十年、608.C2.02、『東京市史稿』市街篇六十所収)。

○慶応四年(明治元年・一八六八)二十三〜二十五歳⁽³³⁾

▽三月 結城座にて女芝居興行あり(『翟巢日記』)。

▽四月六日 薩摩座、操人形に子供狂言を取り混ぜた興行の許可を得る(『東京の人形浄瑠璃』)。

▽閏四月十七日 斎藤月岑、結城座の女芝居を見物。立者は糸吉という女性(『翟巢日記』)。糸吉については未詳。

●五月五日ごろより 九女八の出演する薩摩座の芝居がはやる(『翟巢日記』)。

▽五月十五日 上野戦争。

●五月十五日以降 守住新作と共に上州へ旅興行か(「えらい九女八さん」)。

●六月一日ごろ 九女八、岩井紫若(八代目半四郎)の正式な門弟となる。「糸八」の名を得る(「百話」・「真相録」・『市井日誌』第二号)。

●六月十八日 薩摩座の女芝居再開(『斎藤月岑日記』)。

●この年以降か、九女八、柳橋の岩井糸治の家に住み込む(「伝聞記(一)」)。

○明治五年(一八七二)二十七〜二十九歳

●九女八、正月頃まで薩摩座に出演か(前稿参照)。

▽五月三十日 薩摩座が子供狂言の許可を東京府から得る(『東京の人形浄瑠璃』)。

▽十月二日 教部省、東京府に、子供手踊などの許可について報告義務づけ(『東京の人形浄瑠璃』)。

○年次不明(幕末から明治初年ごろ)

●上州、玉川などへ旅芝居に出たか(「真相録」)。

●寄席芝居への出演(「市川九女八」・「百話」・「真相録」)。

●おでこ芝居への出演(「伝聞記(一)」)。

●守住新作との結婚(「市川九女八」・「伝聞記Ⅱ」)。

○明治六年(一八七三)二十八〜三十歳

●母なかの死(「伝聞記(一)」)。

○明治八年(一八七五)三十〜三十二歳

●六月十四日より 横浜・港座への出演（「横浜の芸能」）。女芝居。興行は十日間。演目は「相馬錦内裡の古染」「仮名手本忠臣蔵」「明烏夢の泡雪」（六月十六日付『横浜毎日新聞』）。九女八は座頭、由良之助・義平などを演じた（六月十五日付『朝野新聞』）。七月九日より 横浜・港座への出演（「横浜の芸能」）。「二谷嫩軍記」「出雲の縁結び」「質店のお染」。「大切は座頭糸八が質店のお染に扮す人形身の得芸^{おはこ}」（七月十日付『横浜毎日新聞』⁵⁴）。

○明治九年（一八七六）三十一～三十三歳
●四月一日 九女八、女産教授所・女歌舞妓所建設嘆願書を糸治と連名にて東京府に提出（「管内諸願伺留・二」）。

○明治十年（一八七七）三十二～三十四歳
▽八月十日 民谷弥平太が女子演劇興行を出願（「女性の劇界進出」・『芸能の文明開化』・「回議録・諸願伺四」）。

▽九月 警視庁、女子演劇興行について、興行は苦しからずと許可。新たな劇場建設は認めず。（「女性の劇界進出」・『芸能の文明開化』・十年九月十五日付『読売新聞』）。

▽十一月 女子演劇興行について、警視庁より東京府へ興行許可の件を通知。東京府は男子俳優営業願と同様の収税手続きを取ると決定（「明治十年往復録・第二类・警視」）。

〔付記〕

引用資料は現行字体に改め、適宜句読点、濁点を補った。また、原資料にある振り仮名は、適宜省略して記した。原資料には無いが、私に振り仮名を振った場合は、（ ）で示した。引用資料の傍線と記号は引用者による。

図版・資料の掲載をご許可くださいました各所蔵機関・太平主人様に感謝申し上げます。

注

- （1）前稿では九女八の生年を一八四四年から一八四六年ごろと推定した。
- （2）倉田喜弘「女性の劇界進出」（『芸能史研究』一三八、一九九七年七月）、『芸能の文明開化―明治国家と芸能近代化―』（平凡社、一九九九年）。
- （3）前田愛『成島柳北』（朝日新聞社、一九七六年）。倉田、前掲「女性の劇界進出」。
- （4）細部に異同あり。糸治と同居したということを記す文献は、九女八の逝去直後のものまでで言えば、太田宙花「女俳優」（『新小説』五卷二二号、明治三十三年九月）、大正二年七月二十五日付『読売新聞』、同日付『東京朝日新聞』、同日付『二六新報』、同日付『東京日日新聞』、六八三人「九女八の家」（『演芸画報』大正二年七月、春浦生「故市川九女八」（『歌舞伎』一五九号、大正二年九月）。太田宙花「女俳優」は、倉田氏前掲「女性の劇界進出」により知った。
- （5）嘯月生について未詳。『文芸倶楽部』に、「市川権十郎身上談」（五卷六号、明治三十二年四月十八日）、「芸林 故三遊亭円朝」（六卷一二号、明治三十三年九月十日）など、芸能界や吉原に関する記事を執筆している。前稿では、九女八が一子を生んだという記事について、増永徂春「市川△△△」（『当世楽屋雀』盛林堂、明治三十五（一九〇二年））を引用したが、嘯月生の記事の方が早い。増永のものは、嘯月生の記事を参照したか。増永の記事は、他の点でも嘯月生「市川九女八」と一致する。

(6) 福原雨六は、明治二十四（一八九一）年から五、六年ほど旅芝居で作者修業をし、明治三十五年から十余年東京で新聞記者をしたという（福原雨六「四十年前の勘弥」『歌舞伎』昭和五（一九三〇）年五月）。『函館市史』通説編第三巻第五編（デジタル版閲覧http://archives.cfun.ac.jp/hakodateshishi/tsuunetsu_03/shishi_05-02/shishi_05-02-07-05-01-07.htm）によれば俳人という。滝沢武編『知られたる秋田』（無明舎出版、一九八五年）に「男鹿と十和田湖」「みやこ新聞」記者福原雨六という章があり、『みやこ新聞』の記者だったか。

(7) 前田愛氏は、成島柳北が安政五年十一月から翌六年四月まで、「組八」と柳北が日記に記す若い芸妓と関係があったことを述べており、「久米八」というのが本当の名前かとする（前掲『成島柳北』）。市川九女八との関連が気になる。

(8) 明治二十七年六月三十日付『東京朝日新聞』。倉田、前掲「女性の劇界進出」参照。『学海日録』明治二十七（一八九四）年六月十九日の条に、成島柳北の一子復三郎が学海を訪れ、古袖会のちらしの文章執筆を依頼したという。

(9) 嘯月生「市川九女八」は、両国にあった木戸銭十六文の極々下等な蕨張りの女芝居を、「潜りのお狂言師松賀慈童と云ふ者が買受けて流行無い踊の師匠を集めて、狂言座と名づけて女芝居を興行した」とも言う。その狂言座に九女八が出る筈だったというのであるが、未詳である。

(10) 「おでこ芝居」については前稿でも述べた。喜多村筠庭『嬉遊笑覧』（文政十三（一八三〇）年序）巻之六上によれば、「おでこは、でこといふことにおもじをそへていひたる也。でこはでくのぼうなり。其内一種おでこといふ人形有。（中略）享保・元文頃有しませものならむ。放下師の人形、箆籬を伏てあくる度に、其中の手遊さまぐかはる傀儡なり（この人形は今もあり）。両国橋広小路なるおでこ芝居はもと是なり」とある（引用は岩波文庫版による）。

(11) この逸話が載る他の文献としては、前掲増永祖春「市川△△△」、市川

九女八「○昼夜の給金僅に廿銭で女優一座を組織した当時の私」（熊谷為蝶『名家演芸ひかへ帳』東雲堂、明治四十三（一九一〇）年）、歌澤寅喜代「保名物狂と枕獅子」（『演芸倶楽部』第二巻九号、大正二（一九一三）年九月）。但し後者二点は、一昼夜で稼いだのを二十銭としている。

(12) この逸話が載る他の文献としては、前掲太田宙花「女俳優」がある。

(13) 倉田、前掲「女性の劇界進出」および『芸能の文明開化』において指摘されている。

(14) 注(13)に同じ。

(15) 歌舞伎役者の助高屋高助は、この興行の九女八の政岡を観て感心し最層になり、九女八にいろいろと教えたという。しかし、九女八は立役はまだ本当には出来ない、と高助が語ったという（太田宙花「女俳優」）。

(16) 注(13)に同じ。「斎藤月岑日記」。引用は、西山松之助「斎藤月岑日記の明治」（『史潮』一〇六、一九六九年三月）による。

(17) 「伝聞記Ⅱ」に、新作は安政の初めに十四歳で父親の三代目千助と別れたとあるが、意味は不明。別居したという意味か。父は明治七年二月に亡くなったという。

(18) 大正二（一九一三）年七月二十五日付『読売新聞』『東京日日新聞』『時事新報』など。同日付『東京朝日新聞』は、「藤台輔」とする。

(19) 葛城文子「えらい九女八さん」（『演芸倶楽部』第二巻第九号、大正二年九月）。今回得られた文献で、中村千世著、望月百合子編『自画像』（中村千世舞踊同人会、昭和十三（一九三八）年）に、九女八が下谷二長町の芝居に出ていたとき、鼈甲屋の息子が入り浸り、その熱心にほだされて九女八がこの人物と結婚した、という噂が載っている。中村千世は明治から昭和期の日本舞踊家で若柳吉登代（二八七七—一九五四）。この本では、九女八との関わりが書かれているが、九女八の最初の師匠を松島金升という人物だとして、これまで引いてきた文献とはかなり異なることが書かれている。今後、調査していきたい。

- (20) 旅芝居の中で、狂言方の藤基輔（新作）が失敗をして九女八を怒らせ、基輔が九女八の部屋へ謝りに行ったことが縁となり、しまいには夫婦となったという。また、基輔は東京に妻子と母がいたが、九女八は三百円出して妻との縁を切らせ、二人の女の子と母を引き取ったという（前掲、嘯月生「市川九女八」）。
- (21) 二丁町は、堺町・葺屋町か。現・中央区日本橋人形町三丁目・日本橋堀留一丁目。下谷二長町（現・台東区台東）の可能性もある。
- (22) 倉田喜弘氏によれば、芸者「堀の小万」（前田ミ津）の弟が、九女八や、「春吉」といった女役者を雇って田舎廻りをしていたという（典拠明治十一「一八七八」年三月九日付『有喜世新聞』、前掲「女性の劇界進出」および『芸能の文明開化』）。
- (23) この逸話の載る他の文献としては、前掲太田宙花「女俳優」、熊谷為蝶『名家演芸ひかへ帳』がある。
- (24) *DANJURO'S GIRLS: Women on the Kabuki Stage*. New York: Palgrave Macmillan, Palgrave studies in theatre and performance history, 2009.
- (25) "The Female Danjū: Revisiting the Acting Career of Ichikawa Kumebachi." *Journal of Japanese Studies* 34: 1 (Winter 2008). なお、エデルソン氏の論文および著書により、以下の、九女八に関する論文も知った。Maki Isaka [Moringal, "Woman Onnagata in the Porous Labyrinth of Femininity: On Ichikawa Kumebachi I." *U.S.-Japan Women's Journal* 30-31 (2006). 別の機会に詳しく言及する」としたい。
- (26) 倉田、前掲「女性の劇界進出」。依田学海『学海日録』第七卷、明治二十年二月一日の項。前掲太田宙花「女俳優」。
- (27) 斎藤月岑「百戯述略」（『新燕石十種』第三、大正二（一九一三）年、国書刊行会）。
- (28) 拙著『歌舞伎の幕末・明治—小芝居の時代—』（ぺりかん社、二〇一〇年）、第一章第三節「幕末の小芝居」参照。
- (29) 本文にて後述するが、明治五年十月二日の教部省から東京府への通達で、

最近、「吾妻狂言或は男女小供手踊・仕形斬と号シ」、芝居に類似の興行を許可している場合には、逐一報告するようにとの内容が記される。「吾妻狂言」「小供手踊」「仕形斬」は、演劇に通じる内容にわたったことがわかる。資料は東京都公文書館所蔵「官省進達往復留」、倉田喜弘『東京の人形浄瑠璃』所載。

- (30) 「土場」で、地面の上に葎張りの粗末な小屋で興行していたことを示唆するか。
- (31) 内藤鳴雪「初めて芝居を見た時の事」（『演芸画報』大正五（一九一六）年八月）。
- (32) 万延二（一八六一）年刊行、尾張屋清七板切絵図。『切絵図・現代図で歩く 江戸東京散歩』（人文社、二〇〇二年）参照。
- (33) 小三については『風俗画報 新撰東京名所図会第三十八編 赤坂区之部 卷之二』（明治三十六（一九〇三）年七月）、いろはについては関根黙庵「昔のおでこ芝居」（『演芸倶楽部』第一巻第一号、明治四十五年三月）。
- (34) 渥美清太郎「女役者のはなし」（『演劇界』第一三巻第一四号、一九五五年十二月）。
- (35) 宮本圭造「近世の女舞」（『上方能楽史の研究』和泉書院、二〇〇五年）参照。
- (36) 倉田、前掲「女性の劇界進出」および『芸能の文明開化』、『東京の人形浄瑠璃』。
- (37) 東京都公文書館所蔵「府志類稿」、倉田『東京の人形浄瑠璃』による。
- (38) 注(29)に同じ。
- (39) 東京都公文書館所蔵「東京府布令書」、倉田『東京の人形浄瑠璃』所載。
- (40) 明治三年十一月の禁令は、東京都公文書館所蔵「東京府日誌」にあり、倉田『東京の人形浄瑠璃』による。五年十月は十月二十八日付『東京日日新聞』、六年九月は『東京市史稿』、いずれも倉田喜弘編『明治の演芸（一）』（国立劇場調査養成部芸能調査室、一九八〇年）による。
- (41) 七年三月三十日付『日新真事誌』、倉田『明治の演芸（一）』による。

- (42) 松賀雄藤の嘆願書は東京都公文書館所蔵「諸願（常務掛）」（明治六年、606.D5.02）に綴じられている。
- (43) 加藤の八年十月の嘆願書によれば、演者の女性は東京府下に二百五十人余り、付属渡世の者は五十人余り、家族は千人余りで、貧苦に苦しんでいるとある。国立公文書館所蔵「明治八年公文録」元老院之部、倉田喜弘校注『日本近代思想大系十八 芸能』（岩波書店、一九八八年）所収。
- (44) 倉田、『芸能の文明開化』。
- (45) 明治十年九月十五日付『読売新聞』、倉田『芸能の文明開化』による。
- (46) 東京都公文書館所蔵「往復録・第二类・警視（庶務課）」（明治十年、608.C.02）、『東京市史稿』市街篇六十所収。
- (47) 伊原敏郎『明治演劇史』（早稲田大学出版部、一九三三年）など。
- (48) 港座は、記事により湊座、美名登座などと表記されるが、ここでは港座に統一する。
- (49) 典拠は明治八年六月十五日付『朝野新聞』、同月十六日付・七月十日付『横浜毎日新聞』。
- (50) 萩原稔「禊教独立前史―教祖直門坂田鐵安の活動―」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊第四十三号、二〇〇六年十一月）による。
- (51) 東京都公文書館所蔵「神仏教院名簿・明治二十年一月調」（明治二十年、633.G.02）によれば、「宮備講」の住所は禊派教院・庚申講社・太始講社と同じく「下谷西町二番地」、代表者と思われる人物は木林惟一（庚申講社・太始講社も同）。明治六年八月八日の日付があり、これは設立年月日と思われる。
- (52) 倉田、『芸能の文明開化』参照。
- (53) 九女八の年齢表記に幅があるのは、前稿において、生年を弘化元（一八四四）年から弘化三（一八四六）年と推測したからである。
- (54) 明治九年二月と四月にも港座で女芝居の興行があったようだが、九女八の一座かどうか不明。二月九日付『仮名読新聞』に、「東京日々新聞とちぎ 橡木とちぎ 県の女盜賊の狂言で大当たり」（前掲「横浜の芸能」より）。ほか、